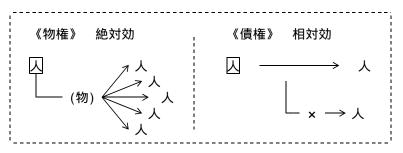
### 1 . 民法の構成と物権法

法律関係~「権利・義務」関係としての把握・国家による強制力 「権利の体系」としての民法 ……パンデクテン方式「総論 各論」

## 2.物権と債権の性質

・物 権 ~ *絶対効* :すべての人に対して主張しうる対世的な権利 物権的請求権

・債 権 ~ 相対効 :特別の関係に入った相手方に対してのみ主張しうる相対的な権利



# 3.物権の効力

## (1) 優先的効力と排他的効力

・優先的効力:絶対効をもつ物権のほうが、相対効しかない債権に優先

【重要】売買は賃貸借を破る

・排他的効力:一つの物には一種類の物権しか存在しない

~ 絶対効をもつ物権権利者が複数いる状態を回避する必要

### (2) 物権的請求権

物権をもつ者は、自身の物権が侵害された(されそうな)ときに、その排除を求めるため の請求をなすことができる

- ・相手方の主観的態様を問わない
- ・種 類 .....物権的返還請求権、物権的妨害排除請求権、物権的妨害予防請求権

#### 【重要】物権的請求権の費用負担

行為請求権説、認容請求権説、行為請求権修正説、認容請求権修正説、責任説 ......

### 4.物権の原則

絶対効をもつ(一般に主張できる)権利であることの前提として

物権法定主義(175条)

物権の内容をあらかじめ定めておき、自由に設定できないようにしておく必要

【重要】慣習法上の物権

公示の原則 (177条・178条)

誰が権利者であるかが第三者にも分かるようにされておく必要

cf. 近代民法の原理:拘束力を受ける根拠 「身分から契約へ」

## 契約自由の原則

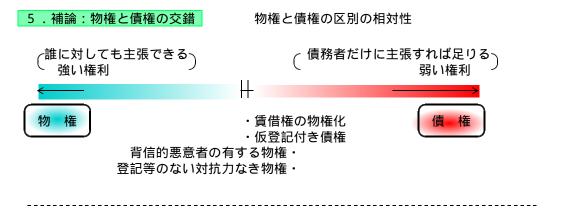
何かをしなければならないという形で自由が拘束されるのは、契約によって債務者自らがそのような拘束を受けることの意思があるため

### 過失責任の原則

他人に損害を与えた場合でも、その者に何らかの落ち度(帰責性)がなければ賠償義務 は負わされない

### 物権の場合は……意思にも過失にも基礎を置かない

権利を主張される側は、そのような主張をされることの意思をあらかじめ有していたわけ ではない



#### 【問題1】

Aはアパート「松並荘」を所有しており、Bはその一室を借りていた。ところが、Aは借金が返せず、このアパートをCに売却してしまった。新しい大家となったCは、親戚から頼まれて、このアパートの一室をその人に貸すことにした。そのためにはBに出て行ってもらわねばならない。BはCの言うままにここを立ち退かなければならないのであろうか。

### 【問題2】

山の斜面が切り開かれて住宅地になっている。階段状になっている土地の上側に伊藤さんが、下側に後藤さんが、となりどうしで住んでいる。

- (1) 伊藤さんの家と後藤さんの家の間にある崖はコンクリートで固めてあるわけでもなく、 台風でもこようものなら、一気に崖崩れをおこしそうな状態で、とても危なっかしい。下 側に住む後藤さんとしては、何か言ってやることはできないか。
- (2) 伊藤さんは庭のはしの崖っぷちにベンチをおいていたのだか、それがある日風に飛ばされて下の後藤さんの家の屋根に落っこちてしまった。誰が、いかなる請求をできるか。

#### 【問題3】

Bは、東京在住のAが所有する乗用車を盗み出して名古屋まで運転し、C所有の月極駐車場内に放置したまま逃走した。この場合、誰がいかなる主張をすることができるか。